

京都大学と大阪薬科大学との間における
特別研究学生交流に関する協定書

京都大学と大阪薬科大学（以下「両大学」という。）は、大学院の教育研究の充実を図ることを目的として、両大学の規則の定めるところにより、大学院の学生が相手大学において研究指導を受けることについて、下記により合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定により両大学が研究指導を行うため受け入れた大学院学生の身分は、「特別研究学生」とする。
2. 両大学は、本協定により受け入れた特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。
3. 本協定の実施に関する細部については、本協定書に付属する「覚書」に記載するところによるものとする。
4. 本協定書は、平成28年7月1日から効力を有するものとする。
5. 本協定書は2通作成し、両者が1通ずつ保管するものとする。
6. 本協定書の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。

平成28年 6月24日

京都大学総長
山極 壽



平成28年 6月28日

大阪薬科大学学長
政田 幹夫



京都大学大学院医学研究科と大阪薬科大学大学院薬学研究科
との間における特別研究学生交流に関する覚書

京都大学大学院医学研究科と大阪薬科大学大学院薬学研究科（以下「両研究科」という。）は、「京都大学と大阪薬科大学との間における特別研究学生交流に関する協定書」に基づく特別研究学生交流をこの覚書により実施するものとする。

1. 両大学大学院の特別研究学生交流は、両研究科の間で実施するものとし、対象学生は当該研究科に所属する大学院学生に限るものとする。
2. それぞれの研究科が教育上有益と認めるときは、大学院学生は相手大学の指導教員のもとで特別研究学生として、所要の研究指導を受けることができるものとする。
3. 特別研究学生が研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
4. 両研究科は、この協定に基づき受け入れる特別研究学生の教育上必要な施設・設備の利用について、可能な限り便宜を提供するものとする。
5. 両研究科は、特別研究学生が研究指導を受ける場合の災害事故への対応として、「学生教育研究災害傷害保険」等への加入を義務付けるものとする。
6. この覚書の有効期間は平成28年7月1日から5年間とし、両研究科の相互の承認により、更新または変更することができるものとする。
7. この覚書に定めのない事項又はこの覚書の実施にあたり疑義が生じたときは、両研究科協議のうえこれを定めるものとする。
8. この覚書は2通作成し、両者記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年 6月24日

京都大学大学院医学研究科
研究科長

上本 伸二



平成 28年 6月28日

大阪薬科大学大学院薬学研究科
研究科長

政田 幹夫

